

# 業務用パソコン及び複合機の調達等業務仕様書

## 1 件名

業務用パソコン及び複合機の調達

## 2 趣旨

本業務は、組織委員会の職員増員に伴う、事務用パソコン及び複合機の調達を行うものである。

## 3 当事者

本仕様書において、「甲」とは公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会を、「乙」とは受注者をそれぞれ指すものとする。

## 4 納入場所

パソコン及び複合機を納入する組織委員会の事務所は、愛知県東大手庁舎（名古屋市中区三の丸三丁目2番1号）の4階及び5階とし、事務所に関する基本情報は以下のとおりである。

### 《事務所の基本情報》

- ・愛知県東大手庁舎4階及び5階の平面図は別添図面を参照すること
- ・設置場所は別添図面の総務課執務室（90㎡）、5階執務室（102㎡）とする。
- ・総務課執務室、5階執務室が日常的にパソコンを使用する執務室である。
- ・5階執務室に複合機1台を設置する。

## 5 業務内容

### (1) OA機器の調達

以下の規格、数量、性能を満たす機器を乙が調達すること。

#### ア パソコン

規 格：画面サイズ12～14インチで本体の重量が1kg以下のビジネス用モバイルノートパソコン

数 量：11台

性 能：次表のスペックイメージと同等以上のものを選定すること。

項目	規格・仕様
OS	Windows 10 Pro 64bit 搭載
CPU	インテルCore i3のグレード以上、第10世代以降のプロセッサ相当以上
メモリ	8GB以上であること。
SSD	256GB以上であること。
無線LAN機能	IEEE802.11n/g/b(2.4GHz)/ac/n/a(5GHz)いずれかに対応すること。

LAN対応	有線および無線での接続を可能とすること。 ※有線LANはUSBポートを使用しての増設も許可する。
USBポート	3ポート以上有すること。
マウス	光学式又はレーザー式のUSBマウスを有すること。
キーボード	日本語キーボード
オフィスソフト	Microsoft Office Home&Business 2019以上
ソフトウェア	甲が別途ライセンス契約するウイルス対策、スパイウェア対策ソフト（エンドポイントセキュリティ）、をインストールすること。 また、甲が別途追加ライセンス契約するグループウェアソフト（DeskNet's）が利用できるよう設定すること。
HDMIポート	1ポート以上有すること。

## イ 複合機

規 格：コピー機能、プリント機能、スキャン機能及びファックス機能を備えたもの  
数 量：1台

性 能：次表のスペックイメージと同等以上のものを選定すること

### <基本仕様>

項目	規格・仕様
電源	AC 100 V (50/60Hz)
機械占有寸法	幅1107×奥行677mm以内（手差しトレイ開放時）

### <コピー機能>

項目	規格・仕様
カラー対応	フルカラー
読取・書込解像度	600×600 dpi 以上
用紙サイズ	最大 A 3 判、最小 A 5 判（手差しトレイは郵便はがき）
複写倍率	25%～400%まで可能
複写連続速度	毎分25枚以上（A4判横）、毎分14枚以上（A3判）
給紙トレイ	560枚×3トレイ、手差しトレイ100枚以上

### <プリント機能>

項目	規格・仕様
連続プリント速度	コピー機能と同等
出力解像度	1200×1200 dpi 以上
対応プロトコル	TCP/IPに対応
対応OS	調達するパソコンに準拠
インターフェース	Ethernet 1000BASE-TX/100BASE-TX/10BASE-T USB 2.0

### <スキャン機能>

項目	規格・仕様
形式	カラーレスキャナ
読取サイズ	コピー機能と同等
読取解像度	最大 600 × 600 dpi
読取速度	モノクロ及びカラー毎分50枚 (A4判横、200 dpi 時) 以上
インターフェース	Ethernet 1000BASE-TX/ 100 BASE-TX/10BASE-T USB 2.0
対応プロトコル	TCP /IP
出力フォーマット	TIFF、JPEG、PDF
ファイル送信	電子メールで送信できること。 Windows 共有フォルダーに送信できること。

<ファックス機能>

項目	規格・仕様
電送機能	G3 対応、国際 FAX の送受信が可能
読取原稿・記録紙サイズ	最大A3判、最小A5判
電送時間	2～3秒

(2) 調達機器等の搬入、設置

(1) に示す機器の搬入、設置を次表に掲げる留意点を遵守し実施すること

項目	留意点
搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器等の納入日は、2021年4月1日とすること。納入時間は、別途甲が指定する。</li> <li>・乙は甲が別途指示する場所に調達機器を搬入すること。</li> <li>・搬入時は、庁舎の設備に損傷を与えぬよう十分な配慮をし、必要に応じて養生等の措置を講ずること。</li> <li>・搬入時に、万一、庁舎の設備に破損等が生じた場合については、甲の指示のもと、乙の責任において修復を行うこと。</li> <li>・不要となった箱、緩衝材等については、乙で持ち帰り、法令に従い、適切に処理すること。</li> <li>・本契約締結後、すみやかに甲と調整を行い、乙は搬入計画書を作成し甲の承認を得ること。</li> </ul>
設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンは、既存の基盤ネットワークに接続するため、PCのMACアドレス等、基盤ネットワークのWi-Fi接続に必要な情報を設置前に甲に提供すること。一方、パソコンのセットアップに必要な情報がある場合、乙は甲に必要な情報とその範囲を明確にして入手依頼を行うこと。</li> <li>・複合機は、既存の基盤ネットワークにLANケーブルにて接続できるようセットアップ等の作業を行うこと。セットアップに必要な</li> </ul>

	<p>な情報がある場合、乙は甲に必要な情報とその範囲を明確にして入手依頼を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後は、電源・ネットワークとの接続、動作確認を行うこと。</li> <li>・設置後、導入機器一覧表を甲に速やかに提出すること。</li> <li>・現地への設置及び付随する調整作業については、資格を有し、熟練した作業員が行うこと。</li> <li>・可能な限り、現地での作業時間短縮に努めること。</li> <li>・設置位置、配線等に変更が生じた場合は、甲の指示に従うこと。</li> <li>・電源は既存のコンセントを利用し、必要に応じ電源タップを準備しモール等で整理すること。</li> <li>・甲の検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取り替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。</li> </ul>
--	--

(3) 保守サポート

調達した機器等については、正常な機能及び性能を保つように、次表に掲げる留意点を遵守し、適切な保守を実施すること。

項目	留意点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達した機器等が正常な機能及び性能を保つように、ハードウェア及びソフトウェア等の保守を行うこと。なお、必要に応じてオンサイトにて保守要員を派遣可能とすること。</li> <li>・保守にあたり、乙は甲及びその指定する者と円滑な協力体制を実現すること。</li> <li>・緊急時にも対応可能な保守受付窓口を設定すること。</li> <li>・契約締結後、速やかに保守体制、方法を書面で甲に提示し、承認を得ること。</li> <li>・調達した機器等については、以下のとおり、各製品の保証を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調達物品のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、乙は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。</li> <li>(イ) リコール等機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。</li> </ul> </li> </ul>

## 6 その他

- (1) 乙は、本業務の遂行にあたって、庁舎管理者と調整すること。
- (2) 乙は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (3) 乙は、本業務の遂行にあたって、事前に甲と協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (4) 乙は、本業務の遂行にあたっては、既存基盤システムの保守業者と連携すること。
- (5) 乙は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（甲との連絡調整担当者）を置き、必要に応じて業務時間外も連絡がとれる態勢とすること。
- (6) 本仕様書に規定する業務を遂行する上で必要となる費用については、特別の規定がある場合を除き、乙が負担すること。
- (7) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、変更できるものとする。
- (8) 乙は、機器の取り扱いやシステムの不明点、疑問点等の相談に対し、適切な支援を行うこととする。これらの支援に関する費用は、全て乙の負担とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議して決定するものとする。協議の結果、甲乙間にて意見を異にするときは、甲の指示に従うものとする。